

島根県隱岐支庁農林水産局水産部長専決海面漁業許可に係る制限措置等

区分	内 容		備 考
小型 い か 釣 漁 業 制 限 措 置	漁業種類	小型いか釣漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	7隻	
	船舶の総トン数	5トン以上30トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	島根県沖合海面	
	漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで	
	漁業を営む者の資格	隱岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
	許可又は起業の認可を申請すべき期間	令和7年12月17日 から 令和8年1月16日 まで	